

新潟県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 新人看護職員研修事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、病院等において、新人看護職員、新人保健師及び新人助産師が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、新潟県新人看護職員研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条に定める者とする。

ただし、実施要綱第4条で規定する事業を次の各号に掲げる者が行う場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 役員が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人、その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(事業計画)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式に事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 事業に要する経費の配分の変更（配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

2 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

4 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

5 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

6 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合にはその収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。

7 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

8 事業完了後は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

9 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第7号様式による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

なお、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に返還させることがある。

10 前各項により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(交付の申請)

第7条 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書を別途通知する日までに知事に提出して行うものとする。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は第3号様式によるものとする。

(変更の承認申請)

第8条 第6条第1項又は第2項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、第4号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第6条第3項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、第5号様式による申請書を中止又は廃止しようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第6条第4項の規定により知事の指示を求める場合は、事業が予定期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難になった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第12条 この補助金の実績報告は、事業完了後1か月以内(第6条第3項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認を受理した日から1か月以内)又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに第6号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第14条 特別の事情により第5条、第7条、第8条及び第12条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、第3の2の改正は平成23年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費
<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費</p> <p>ア 新人看護職員が1名するとき 440,000円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586,000円)</p> <p>イ 新人看護職員が2名以上するとき 630,000円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776,000円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922,000円とする。)</p> <p>(2) 教育担当者経費 新人看護職員5名以上で、5名ごとに215,000円 (注) 新人看護職員等の数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p> <p>(3) 医療機関受入研修事業</p> <p>ア 1～4名を受け入れる場合 1施設当たり 113,000円</p> <p>イ 5～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226,000円</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)、備品購入費</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p> <p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

ウ 10～14名を受け入れる場合

1施設当たり

566,000円

エ 15～19名を受け入れる場合

1施設当たり

849,000円

オ 20名以上受け入れる場合

1施設当たり

1,132,000円

カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合

1名増すごとに

45,000円

(注)

1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。

2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1名当たり年間40時間で1名とし、上限は30名とする。

なお、1名40時間に満たない場合は、複数名で40時間となれば1名とする。